

平成23年3月25日
財団法人日本医療機能評価機構

東北地方太平洋沖地震の被害に係る産科医療補償制度の特例措置について

このたびの東北地方太平洋沖地震によって被害を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

被害を受けられた分娩機関の皆様を対象に、産科医療補償制度（以下、本制度）の運営組織である日本医療機能評価機構は、下記のとおり、本制度掛金の払込に関しまして、災害発生時の特例措置を実施させていただきます。

被害を受けられた皆様の、一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

記

1. 東北地方太平洋沖地震の被害により、ご指定口座への入金等が困難となったことから、本年3月から5月に取り扱った分娩に係る本制度掛金の払込が難しくなった分娩機関について、掛金の払込時期を一定期間延期する特例措置を実施いたします。
2. 特例措置の対象は、東北地方太平洋沖地震に係る災害救助法適用市町村に所在する分娩機関のうち、当機構に特例措置の適用をご希望される分娩機関とします。東京都も同法適用地域となっておりますが、他の地域と異なり大量の帰宅困難者の発生に伴い適用されたことから、本制度の特例措置の対象からは除かせていただきます。何卒ご了承ください。
具体的な手続きにつきましては、該当地域の分娩機関に対して本日付でご案内文書をお送りするとともに、社団法人日本産婦人科医会様および社団法人日本助産師会様の該当支部にもご案内させていただきます。
3. また、このたびの災害に伴い、本制度の事務手続き等に関してお困りのことがございましたら、本制度専用コールセンターまでお問合せくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

産科医療補償制度専用コールセンター

電話 **03-5800-2231** <午前9時から午後5時（土日・祝日除く）>

以上